

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年10月4日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年10月26日から同年11月15日まで縦覧に供する。

平成22年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

町名	土地改良事業名	縦覧場所
小豆島町	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）諸口地区	小豆島町農林水産課
”	単独県費補助土地改良事業（農道事業）門原東地区	”